

非常勤職員の災害補償に関する条例の一部を改正する条例
のあらまし

- 1 地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、非常勤職員に、同一の事由により、本条例による傷病補償年金又は休業補償と厚生年金保険法による障害厚生年金等とが併給される場合の調整率を引き上げます。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用します。